

# 神戸市ものづくり工場生産施設使用料等の納付に関する是正指導等業務 委託事業者公募要領

## 1 委託業務名称

神戸市ものづくり工場生産施設使用料等の納付に関する是正指導等業務

## 2 業務内容に関する事項

### (1) 事業目的と概要

本業務は、神戸市ものづくり工場における、生産施設使用料等の収納率向上を図るため、専門的な知識と経験を有する弁護士又は弁護士法人を最大限に活用し、滞納事業者に対して納付にかかる是正指導等を行なうことにより、生産施設使用料等の滞納を改善させるもの。

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

### (3) 契約上限額

委託料については、下記①基本委託料に②実績加算額を合わせたものとする。

#### ①基本委託料（事務経費）

事務経費として、231,000円（うち消費税及び地方消費税相当額21,000円）とする。

#### ②実績加算額

実績加算額については、下記アに、イを合わせた金額とする。

ただし、550,000円（うち消費税及び地方消費税相当額50,000円）を上限とする。

##### ア 現入居企業

神戸市の作成する、滞納企業リストを元に本業務を進めることで、神戸市に支払いがあった金額（受託者の督促によらずに納付義務者から債権の支払を神戸市が受けたものを含む。）に5%を乗じた額に、消費税及び地方消費税の額として、その10%の額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を支払う。ただし、入居企業ごとに、契約締結日の滞納金額から契約終了日の滞納金額を差し引いた金額をもとに、上記算出方法で算出された金額を実績加算額とする。

※3カ月以上滞納となった企業を一覧化したものを本市が作成する滞納企業リストとし、滞納企業については随時追加をする。

※追加となった企業の取扱いについては、リストへの追加日の滞納金額から契約終了日の滞納金額を差し引いた金額をもとに実績加算額の算出を行う。

※滞納金額とは、3カ月以上支払いが滞っている債権の金額とする。

##### イ 既退去企業

神戸市は、納付義務者から本業務を進めることで、神戸市に支払いがあった金額（受託者の督促によらずに納付義務者から債権の支払を神戸市が受けたものを含む。）に5%を乗じた額に、消費税及び地方消費税の額としてその10%の額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を支払う。

### (4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月曜）まで。

## 3 契約に関する事項

### (1) 契約の方法

委託契約の締結については、神戸市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

### (2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

### (3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 神戸市内に本拠としての事務所を有する弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）第4条に規定する弁護士又は、同法30条の2に規定する弁護士法人であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法（令和14年法律第154号）又は民事再生法（令和11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

#### 5 スケジュール

・公募開始	令和6年4月15日（月曜）
・参加申請・質問受付締切	令和6年4月26日（金曜）
・申請書類の提出期限	令和6年5月15日（水曜）
・選考審査会	令和6年5月24日（金曜）（予定）
・選定結果通知	令和6年5月31日（金曜）（予定）
・契約締結・事業開始	令和6年6月1日（土曜）（予定）
・事業完了（事業実施報告書提出期限）	令和7年3月31日（月曜）

#### 6 参加申請の手続きに関する事項

- (1) 受付期間：令和6年4月26日（金曜）午後5時まで
- (2) 提出書類：①参加申請書（様式1）  
②申請者概要書（様式2）  
③質問書（様式3）
- (3) 提出方法：E-mailにより提出すること。（電話・Faxによる受付は行わない）  
なお、E-mailのタイトルは必ず「神戸市ものづくり工場生産施設使用料等の納付に関する是正指導等業務の公募に関する参加申請及び質問書の提出」とすること。

参加申請及び質問書の提出先：神戸市経済観光局工業課

E-mail：[kogyoka@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kogyoka@office.city.kobe.lg.jp)

- (4) 質問はE-mailにて回答する。
- (5) 参加確認：参加申請頂いた皆様に、確認の為1週間以内にご連絡をさせていただきます。万が一、参加申請をいただいたにも関わらず連絡がない場合は、お手数ですが下記問い合わせ先まで、ご連絡をよろしくお願いいたします。

#### 7 企画提案の手続きに関する事項

- (1) 申請書書類
  - ①見積額調書（様式4）及びその明細書（任意様式）
  - ②業務実施提案書「事業計画」

様式は任意とするが、用紙のサイズはA4サイズとし、提案内容を全体で20ページ以内（表紙・添付資料等含む）にまとめること。また表紙をつけて、各ページの下部にページ番号を付した、PDFデータを提出すること。

なお、文字サイズは12ポイント以上とすること。

正本（事業者名を記載した資料）、副本（事業者名を記載していない資料）の2種を提出すること。

(3) 受付期間

令和6年5月15日(水曜)午後5時まで

(4) 提出方法：E-mailにより、前項記載の担当部署に提出すること。

**【提案内容】**

業務実施提案書「事業計画」には、下のア～カの内容について、仕様書記載の業務内容の実施にかかる事業計画の概要や方針を図や写真を用いて必ず記載すること。

様式は任意とするが、用紙のサイズはA4サイズとし、提案内容を全体で概ね8ページ以内(表紙・添付資料等含む、A3の場合は2ページ分換算)にまとめること。また表紙をつけて、各ページの下部にページ番号を付すこと。

正本は提案事業者名入りの表紙を付けること。

副本及び投影データはいずれのページにも提案事業者名及び提案事業者名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

ア) 事業計画の概要

仕様書記載の業務内容の実施にかかる事業計画の概要や方針を図や写真を用いて記載してください

イ) 具体的な実施内容・実施体制と実現性

仕様書記載の実施内容の実施にかかる事業計画を生産施設使用料等の収納率向上に加えて、中小企業支援の観点からも具体的に記載してください。

ウ) 本事業に関する業界知識・経験

これまでの実績をもとに、提案者が保有する業界知識・経験(民間・地方公共団体の債権回収等に関する相談又は、代理人実績等)を具体的に記載してください。

**8 選定に関する事項**

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

ア 内容点【90点】

- ・業務の実実施計画・実施手順に対する評価(40点)
- ・本事業の目的、趣旨への理解及び事業推進に対する積極性(20点)
- ・本事業で求められる業界知識、経験の有無(30点)

イ 価格点【10点】

- ・入札金額が低いことを評価する。

(2) 選定方法

ア 提案の審査については選定委員会が行い、その意見を受けて受託事業者を選定する。

イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は「業務の実実施計画・実施手順」の点数が高い事業者を受託候補者として決定する。

エ 評価点の合計が6割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。提案者が1者であっても同様の扱いとする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 提出書類に虚偽の記載を行った場合

イ 応募資格を満たしていないことが判明した場合

ウ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

## 9 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ この業務により作成した成果物の著作権、特許権、使用权などの諸権利は神戸市に帰属する。
- キ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

### (2) 提出先、問い合わせ先

神戸市経済観光局工業課 担当：正木、北山

住所：〒650-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館4階

電話：078-984-0340 FAX：078-984-0339 Email：kogyoka@office.city.kobe.lg.jp